

## 団体交渉の議事録

交渉日：令和6年11月14日（木）1時00分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、  
教育長、交通局長、水道局長、下水道局長 外  
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、  
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、  
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

当 局 それでは、私から申し上げます。

はじめに、人事委員会勧告の取扱いについて申し上げます。

まず、勧告に示された給料表の引上げ改定については、令和6年4月1日から実施することといたします。

特別給の年間支給月数については、勧告の内容どおり、期末手当を0.10月分引き上げて2.50月分とし、勤勉手当を0.10月分引き上げて2.35月分とします。定年前再任用短時間勤務職員についても0.05月分ずつ引き上げて、期末手当1.40月分、勤勉手当1.15月分といたします。そのため、各期に支給する月数は、6月期、12月期ともに期末手当1.25月分、勤勉手当1.175月分、定年前再任用短時間勤務職員についても、期末手当0.70月分、勤勉手当0.575月分とします。

したがって、皆さんから要求のありました本年の年末一時金については、期末手当を1.30月、勤勉手当を1.225月、合計2.525月分を、定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当を0.725月、勤勉手当を0.60月、合計1.325月分を支給いたします。

その他、諸手当などの取扱いについては、小委員会においてお示ししたとおりです。

以上の内容を踏まえ、給与改定に係る議案を第4回都議会定例会に提案する準備をいたします。

なお、年末一時金の支給日は、12月10日といたしますが、今回の引上げに伴う増額分については、議決後、できる限り速やかに支給できるよう、手続を進めてまいります。

公営企業の職員につきましては、以上の内容をもって各管理者とよく協議していただきたいと思います。

今期の交渉は、勧告の取扱いや地域手当等の見直しなどを中心に、労使の考え方が鋭く対立する厳しい交渉となりました。

こうした中、皆さんには、困難な課題に対しても真摯に協議に応じていただき、大変重い決断をしていただいたことで、難局を乗り越えることができたものと考えています。

今後も、日々都政を支えている職員の勤務条件については、都民の理解と納得が得られるよう、皆さんと協議を尽くし、課題を解決してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

都 労 連      ただ今、勧告の取扱いをはじめ、最終回答が示されました。

今回の確定交渉は、勧告後4週間に満たない極めて短期間の中で、労使が鋭く対立しました。一昨年から続く急激な物価高騰の下、実質賃金は低下を続け生活不安が高まり、それに対して労働基本権の代償措置である人勧制度では、物価高騰に賃金・制度改善が追い付かないという勧告制度の機能不全が明らかになる中、都労連要求の実現を願う職員の切実な想いに対して、一部要求の前進はあったものの、都側が要求実現に困難な姿勢を示したからです。

最終回答は、長期のコロナ禍をくぐった後も続く感染症対策や、地震や豪雨等頻発する自然災害に対して被災者の支援・被災地の復興に携わり、公共サービス・公教育を後退させることなく、文字どおり日夜懸命に都政を支え、誇りと使命感を持って奮闘している職員の期待からすれば、不満の残る内容と言わざるを得ません。一方、都民生活に責任を持つ立場から、これ以上、労使間で対立を深めることは避けなければなりません。

都労連としても、現下の厳しい情勢は認識しています。しかし、職員は、厳しい職場実態にあっても、日夜、都政を根底から支えています。職員が、意欲を持って、安心して働き続けることができる環境を整え、その処遇を確保して、改善を図るのは都側の責務だと申し上げます。今確定交渉で解決できなかった課題を含めて、多岐にわたる課題が山積しています。引き続き、労使交渉を尽くして解決することを求めます。

その上で、回答は持ち帰り、各単組で審議した後に返答いたします。